

ワークサポート杉並 だより

発行 公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団
〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26
TEL 03-5346-3250 FAX 03-5346-3253
<http://sugi-jigyodan.or.jp/>

就職を目指している障害者の方、支援者の方へ

職場実習



採用を前提としていない企業で、就職のイメージを実感することができます！

ひとりひとりの目的に合わせた職場実習の場を3コース用意しています！



就職するには、不安がある...
働くイメージを持ちたい！

ビジネスマナーがきについているか知りたい！
いつもと違う環境に遭遇してみたい、

実践的な経験をして自信をつけたい！
就職に向けた仕上げの場になりたい！

体験型

ステップ型

実践型

一段ずつ、ステップアップして、自信をつけることができます！！

【お問い合わせ先】

ワークサポート杉並（公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団） TEL 03-5346-3250
杉並区 保健福祉部 障害者生活支援課 就労支援担当 TEL 03-3312-2111（内線 2274）

杉並区からの委託を受け、ワークサポート杉並では、障害者職場実習を実施しています。

就職に自信がない人、作業所での経験が長いので就職のイメージを実感したい人、実践的な職場環境で自分の力を試したい人、様々な方のニーズに合わせ、職場実習の場を提供しています。

「体験型」、「ステップ型」、「実践型」の3コースにより、一段ずつステップアップして、一般就労に近づくことができます。

杉並区内の障害者施設に通所している方、またはワークサポート杉並に登録している方を対象とし、平成28年度は、延べ56名の方が職場実習を体験しました。

「今まで経験のない仕事にチャレンジでき、職場で必要なルールやマナーも勉強になりました。」と就職に向けて前向きなコメントが数多く寄せられています。

職場実習を経験することで、自信が付き、就職へとつながった方もいます。

今年度も就職を目指す多くの方から利用希望の声があがってきています。

実習のメニュー	実習期間	実習場所／実習内容
体験型	1～3日間程度	<ul style="list-style-type: none"> ◆杉並区役所分室／事務補助、軽作業など ◆杉並区立体育館／カフェコーナーでの接客または館内外の清掃 ◆杉並区の商店街／朝市ののぼり旗の設置 ◆杉並区内のNPO法人／会報発送の軽作業など ◆杉並区内の会社／PC入力、事務補助、軽作業など ◆ゆうゆう館（高齢者集会施設）／受付、準備、片付け、清掃、PC入力など
ステップ型	5～10日間程度	<ul style="list-style-type: none"> ◆杉並区役所本庁舎／事務補助、軽作業、シュレッダーなど ◆杉並区立図書館（2か所）／本の返却、軽作業、清掃など ◆杉並区社会福祉協議会／会報発送の軽作業など
実践型	5日間以上	<ul style="list-style-type: none"> ◆杉並区内の会社／PC入力、事務補助、軽作業など ◆ゆうゆう館（高齢者集会施設）／受付、準備、片付け、清掃、PC入力など

杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議について

杉並区保健福祉部障害者生活支援課とワークサポート杉並の共催で実施し、ケース等会議・企業見学会・講座などの様々な機会を通して障害者就労・雇用に関する情報の収集や提供を行い、区内施設・相談支援等の関係機関が相互に共有を図るとともに、地域における障害者就労等の課題などの洗い出しと検討を行います。

また、障害者に対する就労・生活に関わる一体的な支援を行う上で、区内関係機関が連携を取りながら地域における支援体制づくりの強化と関係機関の支援力の向上を図ります。

◆会議の開催日時

毎月1回（基本的に第2火曜日の16：30～18：30の2時間）

※企業見学会等のイベントは別日程になります。

◆会議の場所

(公財)杉並区障害者雇用支援事業団（ワークサポート杉並）会議室

◆会議の内容・実施計画など

年度ごとに実務担当者が話し合っ決めてます。以下は上半期の実施内容と予定です。

4月／平成29年度実施計画、「職場実習」事業等の説明など

5月／シリーズ・参加団体の事業説明①「ワークサポート杉並」

6月／なかの障害者就労ネットワーク・雇用就労部会との意見交換会

7月／障害者雇用情勢とハローワークの利用方法など

8月／企業見学会（候補先を検討中）

9月／地域における就労の課題など（仮題）

◆主な実務担当者（参加団体）

相談支援事業所・福祉施設・就労移行支援事業所・特別支援学校・

ハローワーク新宿・行政機関・その他企業及び医療関係者など（随時）



6月の意見交換会の様子

障害者雇用状況報告「6/1（ろくいち）報告」とは



障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は現行2.0%で、平成30年4月1日から2.2%に、3年を経過する日より前に2.3%へ）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに厚生労働省（窓口は所轄のハローワーク）が報告を求めることから、通称「6/1報告（又は調査）」とも言われています。

そこで、6月前後に障害者雇用が増えることがあるのは上記のような状況・しくみがあるのも理由の一つと思われます。また、障害者雇用状況の集計結果は毎年11月以降に厚生労働省から公表されることになっています。

なお、雇用率未達成企業にはハローワークから段階的な指導等が入り、最終的には「企業名の公表」という形にもなりますが、一方でそうならないようにハローワークでは事業所に対し雇用に向けた具体的な取り組みも行っています。

【参考：厚生労働省HP】

就職しました（4・5月）

事務補助	9名	食器洗浄	1名
清掃・保守	2名	翻訳	1名
軽作業	1名		

新しい職員が加わりました

支援員 石橋光太郎
(6月16日付)

よろしくお願ひします。